

(公的年金)：次期公的年金改革の論点

公的年金の財政検証が行われる年まで、あと1年となった。並行して検討される次期年金改革では、パート労働者へのさらなる適用拡大などの積み残されていた課題が論点になろう。加えて、今後の給付水準の低下が厚生年金より基礎年金で大きい点も、論点になるだろう。

公的年金財政の見通しの作成(財政検証)は、少なくとも5年に1度は行うことになっている。前回は2014年であり、今回は2019年までに実施する必要がある。前回の財政検証を受けて2016年に制度改正が行われたが、審議会(社会保障審議会年金部会)で検討された項目の一部しか法案に盛り込まれず、いくつかの課題が残された。

残された課題のうち企業と関連が強いのは、短時間労働者(パート労働者)への厚生年金の適用拡大である。これに関しては、これまで2度の改正が行われている。2012年の改正を受けて、正社員501人以上の企業で週20時間以上勤務する短時間労働者の一部(賃金等の要件あり)を対象にした拡大が、2016年10月に実施された。また昨年の改正を受けて、正社員500人以下でも労使が合意すれば、企業単位での任意適用が可能になっている(2017年4月から)。

短時間労働者への適用拡大はこのように進展しているが、これまでの改正には継続検討を求める附則や附帯決議が付されている。2012年の改正では、施行後3年以内にさらなる拡大を検討することが、改正法の附則に盛り込まれた。昨年の改正では、公的年金は強制適用が基本原則であり、今後の適用拡大では原則を踏まえることが、附帯決議に盛り込まれている。これらを踏まえて、次期改正でもさらなる適用拡大が検討される可能性がある。

また、昨今の税制改革議論と絡めて、所得が高い高齢者に対して基礎年金の一部(国庫負担分の一部または全部)を不支給にする案も、検討される可能性がある。

図表1 前回の年金改革での検討課題と、実際の対応結果

年金部会で検討された項目	2016年改正での対応結果
【労働参加の促進】	
短時間労働者への厚生年金適用拡大	△ 500人以下企業の任意拡大も可能とする(2017/4～)
60～64歳への国民年金適用延長	× 国庫負担増の財源確保が要検討
【年金財政の健全化】	
賃金スライドの徹底	○ 実質賃金低下の際に、賃金に連動してスライド(2021/4～)
マクロ経済スライドの徹底	△ 特例措置は継続し、未調整分の繰り越しを導入(2018/4～)
【所得再分配機能の強化】	
高所得高齢者への基礎年金の一部不支給	× 税制や福祉を含め、全体的に検討すべき
標準報酬上限の引上げ	× 賛否両面の意見があった
【女性と年金のあり方】	
第3号被保険者制度の見直し	× まずは厚生年金の適用拡大を促進
産前産後期間の国民年金保険料の免除	○ 少子化対策。国民年金保険料を月100円増(2019/4～)
遺族年金制度の見直し	× 時間をかけ基本的考え方から整理すべき

(注1) ○=概ね原案どおりの見直し、△=限定的な見直し、×=見直さず。括弧内は施行時期。

(注2) 太字の検討課題は、本文中で触れたもの。

(資料) 社会保障審議会年金部会(2015/12/8、2016/3/14)。

このほか、国民年金が適用される期間を現在の20～59歳から20～64歳へ延長する案は、審議会（年金部会）で検討されたが法案には盛り込まれず、残された課題となっている。この案は、雇用延長等で会社員への厚生年金適用が60歳以降にも拡大している現状を踏まえ、それと足並みを揃える形で国民年金の対象も拡大する、という案である。

それと同時にこの案には、将来の基礎年金の水準が大幅に低下する問題への対処、という意味合いもある。公的年金の保険料は2017年9月から実質的に固定されており、今後は、年金財政がバランスするまで、給付水準を実質的に低下させることになっている。2014年に公表された将来見通しのうち経済状態が改善する前提では、基礎年金（1階部分）の給付削減は2043年まで続き、将来の給付水準が2014年と比べて▲29%、実質的に低下する見込みとなっている。他方、厚生年金（2階部分）は、2019年度前後まで削減が続き、給付水準が▲3～5%下がる見込みである。また、経済が低迷する前提では、年金財政がバランスするまで給付削減を続けた場合、基礎年金で▲39～45%、厚生年金で▲11～15%、給付水準が低下する見込みになっている。

図表2 今後の給付削減や給付水準の見通し（2014年財政検証結果）

制度の前提	現行制度を維持した場合				国民年金の期間を延長した場合		
	経済改善ケース		経済低迷ケース		経済改善ケース		経済低迷
経済の前提	ケースC	ケースE	ケースF	ケースG	ケースC	ケースE	ケースG
給付削減(マクロ経済スライド)の終了年							
基礎年金（1階部分）	2043年	2043年	2050年	2058年	2042年	2042年	2053年
厚生年金（2階部分）	2018年	2020年	2027年	2031年	2020年	2022年	2033年
給付水準の低下率（給付削減終了時・対2014年）							
基礎年金（1階部分）	-29%	-29%	-39%	-45%	-18%	-18%	-34%
厚生年金（2階部分）	-3%	-5%	-11%	-15%	7%	5%	-7%
合計	-19%	-19%	-27%	-33%	-8%	-9%	-23%
最終的なモデル世帯の年金額（給付削減終了時・賃金上昇率で2014年価格に換算・基礎年金は夫婦2人分）							
基礎年金（1階部分）	9.0万	9.0万	7.9万	7.0万	10.4万	10.4万	8.5万
厚生年金（2階部分）	8.7万	8.5万	8.0万	7.6万	9.6万	9.5万	8.4万
合計	17.7万	17.6万	15.9万	14.6万	20.0万	19.9万	16.8万

（注1）国民年金の期間を延長した場合については、経済前提がケースFの試算結果は公表されていない。
（資料）厚生労働省年金局数理課「平成26年財政検証結果」。

このように厚生年金よりも基礎年金で給付水準の実質的な低下（目減り）が大きいことは、会社員OBの中でも現役時代の給与が少ないほど、年金額全体の目減りが大きいことを意味する。現役時代の給与が少ないと厚生年金の金額が少なく、年金全体に占める基礎年金の割合が大きい。他方、目減りの程度は厚生年金より基礎年金で大きい。この2つを合わせると、現役時代の給与が少ないと年金額全体の目減りが大きくなる。つまり、逆進的な給付削減になっている。

そこで、国民年金への加入期間を現在の40年から45年へと延長し、その5年分だけ基礎年金の水準を上積みするのが、前述した国民年金の適用期間延長案の狙いである。しかし、国民年金の加入期間を延長しても、根本的な原因である基礎年金の給付削減が厚生年金よりも長引く状況は、ほとんど解決しない。国民年金の加入期間を延長した場合（経済改善ケース）の試算結果をみると、給付削減の終了年は、基礎年金が2042年、厚生年金が2021年前後と、両者のずれはほとんど解決せず、逆進的な給付削減の傾向が残っている。今後の議論に注目したい。

（中嶋 邦夫）